

八戸市立市民病院説明動画配信サービス公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

八戸市立市民病院において、医師等が患者に対する共通で説明している内容を作成・配信するサービス「説明動画配信サービス」を利用し、業務の効率化を図るため、本サービスの事業者の選定を行う。

この実施要領は、事業者の選定を公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で実施するために必要な事項を定めるものである。

2 説明動画配信サービスの概要

(1) 件名

八戸市立市民病院説明動画配信サービス

(2) サービス内容

説明動画配信サービス仕様書参照

(3) ライセンス期間

令和7年12月1日より令和10年11月30日まで（3年間）

(4) 担当部署

〒031-8555 青森県八戸市田向三丁目1番1号

八戸市立市民病院 物流施設課 物流グループ 担当：巻

TEL：0178-72-5174 FAX：0178-72-5175

E-Mail：byoin_buturyu@city.hachinohe.aomori.jp

当院ホームページ：http://www.hospital.hachinohe.aomori.jp/

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び八戸市税の未納がない者。
- (6) 八戸市から現に指名停止を受けていない者。

4 本募集に係るスケジュール

項 目	日 時
(1) プロポーザルの募集開始日	公告日
(2) 参加表明提出期限	公告日から令和7年10月16日(木)
(3) 参加資格認定	
① 参加資格認定日	令和7年10月17日(金)
② 参加資格認定通知発送	令和7年10月20日(月)
(4) 質問書の提出期限	令和7年10月22日(水) 午後5時必着
(5) 質問書に対する回答期限	令和7年10月24日(金)
(6) 提案書等提出期限	公告日から令和7年10月31日(金) 午後5時必着
(7) 参加辞退届出書提出期限	令和7年10月31日(金) 午後5時必着
(8) 審査	令和7年11月上旬予定
(9) 契約候補者決定	令和7年11月上旬予定
(10) 契約締結日	令和7年11月中旬予定
(11) 業務開始	令和7年12月1日から

5 参加手続

本件プロポーザルに参加する場合は、次により手続きすること。

- (1) 受付期間 令和7年10月20日～令和7年10月31日(金) 午後5時必着
持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出書類等
 - ① 参加表明書(様式1)(当院ホームページよりダウンロード)
 - ② 会社概要書(任意様式)
 - ③ 契約実績一覧表(様式3)(当院ホームページよりダウンロード)
 - ④ 以下の書類は、八戸市令和7年度競争入札参加資格者名簿(物品の購入等)に登録されていない者のみ提出すること。登録されている者は、参加表明書(様式1)のチェック欄に、「○」を記入すること。
 - a 印鑑証明書
 - b 履歴事項全部証明書
 - c ・八戸市税の滞納がないことの証明書(本店(本社)、支店、営業所等が八戸市にある場合に提出)
・国税(法人税と消費税及び地方消費税)の未納がないことの証明書
※上記a～cの書類は申請日から遡って3か月以内に発行されたものとし、写しも可とする。
 - d 営業経歴書(任意様式)
 - ⑤ 委任状(様式2)(当院ホームページよりダウンロード)
※本店(本社)から支店・営業所等へ業務提案及び契約等の権限を委任する場合に提出すること。
- (3) 提出先 上記2(4)担当部署
- (4) 提出方法 持参または郵送(配達証明付き書留郵便に限る)
- (5) 資格認定 プロポーザル参加資格の認定は、令和7年10月16日(木)をもって行な

い、その結果は、電子メールおよび文書で令和7年10月17日（金）までに発送する。

6 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次により質問することができる。ただし、提案書の作成に必要な事項及び本業務の実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本業務の提案に必要なないと判断される質問や口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問方法 質問内容を質問書（様式4）（当院ホームページよりダウンロード）に簡潔に記入し上記1(4)担当部署に電子メールまたはFAXで提出してください。
- (2) 質問期限 公告日～令和7年10月22日（水）午後5時必着
- (3) 回 答 令和7年10月24日（金）までに、質問者に対して参加表明書に記載されたメールアドレスに回答を返信するとともに、参加資格を認定された者全員に対しても、参加表明書に記載されたメールアドレスへ回答を送信する。なお、送信された回答に対する再質問は受け付けない。

7 提案書の提出

- (1) 提出期間 公告日～令和7年10月31日（金）午後5時必着
持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）
- (3) 提案内容 提案書は別途定める「物流管理業務委託提案書作成要領」に基づき、仕様書及び作業基準を参考のうえで作成すること。
- (4) 書類形式 ① 各様式6部（正本1部（提案書正本表紙（様式5）を使用）、副本5部（提案書副本表紙（様式6）を使用））を提出すること。
② 用紙サイズはA4版とする。

8 参加辞退

参加表明書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届書（様式7）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時必着
持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで
- (2) 提出先 上記2(4)担当部署
- (3) 提出方法 持参又は郵便（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内必着）

9 契約候補者の選定

- (1) 選定方法 契約候補者の選定は、院内で組織された選考会において、企画提案書等により、企画提案の内容等を評価する。
- (2) 選定基準 別紙プロポーザル評価基準に基づいて評価し、評価点の高い順に最優秀契約候補者、次点契約候補者として選定する。
- (3) 再募集 参加資格認定が1者の場合で、評価点が最高設定評価点の6割を下回る場合

は、候補者として選定しない。その場合は、原則として再募集とする。

- (4) 契約候補者の決定時期は、令和7年11月上旬を予定

10 契約手続

- (1) 上記において決定された契約候補者と協議のうえ契約を締結する。
- (2) 協議の不調により本業務を遂行できない場合には、プロポーザルの評価が上位であった者から順に必要な事項を協議の上、契約を締結する。(契約締結日は令和7年11月中旬の予定)

11 その他

- (1) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - ① 定められた提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - ② 定められた作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑥ 審査委員等の当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたもの。
- (2) 審査結果等の公表及び通知
審査結果は当院ホームページにて公表。参加者に対しては書面により通知する。
なお、選定に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (3) その他
 - ① 応募しようとする者は、本要領、物流管理業務提案書作成要領、物流管理業務仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。
 - ② 提出された書類は、本業務以外の目的には使用しない。
 - ③ 提出された書類は、必要な場合、複製することがある。
 - ④ 提出期限以降における書面の差替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 提出された書類は返却しない。
 - ⑥ 八戸市立市民病院が提出した資料は、無断で公表・使用することは出来ない。
 - ⑦ プロポーザルの作成及び提出に関わる一切の費用は、提出者の負担とする。
 - ⑧ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
 - ⑨ 記載の日程については、当院の都合により変更する場合がある。
 - ⑩ 応募しようとする者は、本要領等の内容及び決定内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
 - ⑪ 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。

八戸市立市民病院説明動画配信サービス公募型プロポーザル評価基準

評価配点表

審査区分	No.	評価項目	確認方法	配点
提案書による審査	1	操作性	提案書	5点
	2	機能性	提案書	35点
	3	具体性	提案書	5点
	4	創意工夫	提案書	5点
	5	問合せ対応	提案書	5点
	6	その他	提案書	5点
計			60点	
書類による審査	7	提案価格	見積提案書	5点
	8	実績	契約実績一覧表	15点
計			20点	
合計			80点	
最低基準点			48点	

2 評価の目安と採点方法は以下のとおりとする。

(1) 書面による審査

- ・評価項目の1から6については、評価表記載の各評価事項について、以下の基準により審査員が採点し、評価事項ごとに算出した審査員全員の平均点をその評価事項の得点とする。

特に優れている	・・・	5点
優れている	・・・	4点
標準	・・・	3点
やや劣っている	・・・	2点
劣っている	・・・	1点
要件を満たしていない	・・・	0点

(2) 書類による審査

ア 評価項目7「提案価格」

見積提案価格について、最低価格の提案者に満点を配点し、その他の提案者の配点は下記の算式により算出する。

$$\text{【算式】： 配点} \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$$

イ 評価項目8「実績」

病院における説明動画配信サービス契約実績件数について、契約実績一覧表により確認を行い、以下の基準により配点する。

9件以上	・・・	15点
7件～8件	・・・	12点
5件～6件	・・・	9点
3件～4件	・・・	6点
1件～2件	・・・	3点
0件	・・・	0点

ウ その他

会社概要パンフレットにより、経営状態や導入実績の確認を行う。(採点外)